

# 介護保険特別会計

## 1. 概要

高齢者を社会全体で支える制度としてスタートした介護保険制度は、3年毎に制度の見直しを行っている。平成28年度は第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)の2年目にあたる年であり、引き続き円滑な介護保険制度の継続を図る。

取手市の平成28年1月1日現在の65歳以上の人口は33,938人で、高齢化率は31.1%を示し、要介護認定者が4,160人、認定率は12.3%である。益々加速する高齢化に伴い、居宅サービスを中心にサービス利用者が拡大するとともに介護給付費も増大している。

今般の介護保険法改正に伴い、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業及び在宅医療・介護連携推進事業の実施を始め、住みなれた地域でいつまでも元気に生き生きとした暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた様々な事業に取り組むものである。

### 要介護(支援)認定者の推移

(4月1日現在)

年 度	65歳以上の人口	高齢化率	65歳以上の認定者数
平成28年度	33,938人	31.1%	4,160人
平成27年度	32,818人	30.0%	3,975人
平成26年度	31,818人	29.1%	3,826人
平成25年度	30,473人	27.7%	3,740人
平成24年度	28,664人	26.2%	3,504人

平成28年度は、平成28年1月1日現在

### 受給者の推移

(4月1日現在)

年 度	居宅介護(予防)サービス受給者	地域密着型(介護予防)サービス受給者	施設サービス受給者
平成28年度	2,467人	130人	818人
平成27年度	2,384人	129人	760人
平成26年度	2,204人	122人	752人
平成25年度	2,097人	129人	707人
平成24年度	2,006人	133人	632人

平成28年度は、平成28年1月1日現在

### 介護(予防)給付費の推移

年 度	居宅介護(予防)サービス給付費	地域密着型(介護予防)サービス給付費	施設サービス給付費
平成28年度	2,498,152,000円	661,452,000円	2,831,280,000円
平成27年度	2,866,856,000円	392,179,000円	2,586,446,000円
平成26年度	2,638,339,008円	362,018,480円	2,321,500,565円
平成25年度	2,434,622,541円	357,013,970円	2,254,144,605円
平成24年度	2,391,577,911円	378,265,181円	2,019,161,841円

平成27年度は決算見込額、平成26年度以前は決算額

## 2. 歳入の状況

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減 率
介 護 保 険 料	1,831,309	1,600,398	14.4
使用料及び手数料	160	140	14.3
国 庫 支 出 金	1,305,028	1,273,079	2.5
支 払 基 金 交 付 金	1,961,111	1,925,745	1.8
県 支 出 金	1,063,329	1,045,815	1.7
財 産 収 入	91	72	26.4
繰 入 金	1,165,591	1,322,973	△ 11.9
繰 越 金	25,000	25,000	0.0
諸 収 入	463	473	△ 2.1
歳 入 合 計	7,352,082	7,193,695	2.2

## 3. 歳出の状況

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 27 年度	増 減 率
総 務 費	169,670	144,431	17.5
保 険 給 付 費	6,899,076	6,841,808	0.8
地 域 支 援 事 業 費	256,315	180,445	42.0
諸 支 出 金	7,021	7,011	0.1
予 備 費	20,000	20,000	0.0
歳 出 合 計	7,352,082	7,193,695	2.2

## 1 総務費

### 1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：高齢福祉課] P.137

7001 介護保険事務に要する経費 12,483,000 円 (9,678,000 円)

[その他 12,482,000 円 一財 1,000 円]

\* 特財積算根拠

[財産収入：介護給付費準備基金利子 90,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 12,311,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 81,000 円]

#### ○ 目的

介護保険制度の適正かつ効率的な実施、被保険者に対する行政サービスの向上を図る。

#### ○ 内容

介護保険制度を適正に実施する。

主な経費	介護保険電算情報処理業務委託料	2,664,792 円
	介護保険事務処理システム使用料	4,787,208 円

ハードウェア経費	1,418,861 円
通信運搬費（被保険者証・決定通知郵送等）	2,049,580 円

## 2 徴税費 1 賦課徴収費

[担当：高齢福祉課] P. 139

7501 保険料賦課徴収費に要する経費 6,276,000 円（9,452,000 円）

[その他 6,276,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料：保険料督促手数料 160,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 6,116,000 円]

○ 目的

介護サービス給付費などに充てる財源を確保するために、市内に住所を有する 65 歳以上の被保険者（第 1 号被保険者）に対し、介護保険料の賦課及び徴収事務を行う。

○ 内容

介護保険第 1 号被保険者に保険料内容の周知を図ると共に、保険料に係る賦課及び徴収を行い保険料納入者の管理を行う。

主な経費	介護保険料リーフレット作成	421,200 円
	特別徴収額決定通知書郵送料	1,652,400 円
	普通徴収納入通知書郵送料	330,400 円
	公金収納情報データ処理手数料	330,480 円
	コンビニ収納手数料	611,913 円

## 3 介護認定審査会費 1 介護認定審査会費

[担当：高齢福祉課] P. 139

7501 介護認定審査会に要する経費 13,959,000 円（13,433,000 円）

[その他 13,959,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 13,959,000 円]

○ 目的

介護サービスを利用するための介護保険認定申請者の要介護・要支援の審査判定を行い、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査結果をコンピュータ処理し、一次判定を行う。一次判定結果・主治医意見書・認定調査特記事項をもとに介護認定審査会にて二次判定を行い、介護度の認定となる。

主な経費	介護認定審査会委員報酬	10,101,000 円
	介護認定支援業務システム使用料	1,848,096 円

## 3 介護認定審査会費 2 認定調査等費

[担当：高齢福祉課] P. 140

7501 認定調査等に要する経費 41,647,000 円（35,033,000 円）

[その他 41,647,000 円]

\* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 41,647,000 円]

○ 目的

公平で適正な要介護・要支援認定を行うために、訪問調査及び主治医意見書の作成依頼を行い、介護認定業務を推進する。

○ 内容

- ・介護認定調査員が要介護認定申請者に対して訪問調査を行う。
- ・医師に主治医意見書の作成を依頼する。

主な経費	介護認定調査員報酬	16,416,000 円
	認定調査票・主治医意見書郵送料	706,300 円
	主治医意見書作成手数料	18,468,000 円
	居宅介護支援事業者介護認定調査委託料	1,762,560 円
	公用車リース料	1,001,304 円

## 2 保険給付費

### 1 介護サービス等諸費 1 居宅介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 142

7501 居宅介護サービス給付費に要する経費 2,412,252,000 円 (2,570,760,000 円)

[国・県 783,982,000 円 その他 1,628,270,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 482,450,000 円]

[県負：介護給付費負担金 301,532,000 円]

[保険料：特別徴収分 603,121,000 円]

[保険料：普通徴収分 26,214,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 45,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 675,431,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 301,532,000 円]

[繰入金：低所得者の保険料軽減に要する費用 9,530,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 12,397,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、居宅介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス給付費 @111,000×1,811人×12ヶ月

### 1 介護サービス等諸費 2 地域密着型介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 142

7501 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 638,292,000 円 (391,200,000 円)

[国・県 207,445,000 円 その他 430,847,000 円]



＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,714,000 円]

[県負：介護給付費負担金 1,071,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,885,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 2,399,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,071,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 428,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、居宅介護福祉用具購入給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

特定福祉用具購入に係る費用 100,000 円を上限とし、購入額の9割、または8割を支給する。

居宅介護福祉用具購入給付費 @34,000×21件×12ヶ月

**1 介護サービス等諸費 5 居宅介護住宅改修給付費**

[担当：高齢福祉課] P.143

**7501 居宅介護住宅改修給付費に要する経費 24,480,000 円 (21,600,000 円)**

[国・県 7,956,000 円 その他 16,524,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 4,896,000 円]

[県負：介護給付費負担金 3,060,000 円]

[保険料：普通徴収分 5,386,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 6,854,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 3,060,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 1,224,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った時、居宅介護住宅改修給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

住宅改修に係る費用 200,000 円を上限とし、改修費の9割、または8割を支給する。

居宅介護住宅改修給付費 @120,000×17件×12ヶ月

**1 介護サービス等諸費 6 居宅介護サービス計画給付費**

[担当：高齢福祉課] P.144

**7501 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 336,456,000 円 (326,400,000 円)**

[国・県 109,348,000 円 その他 227,108,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 67,291,000 円]

[県負：介護給付費負担金 42,057,000 円]

[保険料：特別徴収分 10,000,000 円]

[保険料：普通徴収分 64,020,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 94,208,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 42,057,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 16,823,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス計画給付費 (要介護1・2) @15,000×830人×12ヶ月  
(要介護3・4・5) @12,000×1,299人×12ヶ月

## 2 介護予防サービス等諸費 1 介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.144

7501 介護予防サービス給付費に要する経費 85,900,000 円 (162,000,000 円)

[国・県 27,917,000 円 その他 57,983,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 17,180,000 円]

[県負：介護給付費負担金 10,737,000 円]

[保険料：特別徴収分 18,373,000 円]

[保険料：普通徴収分 4,821,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 24,052,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 10,737,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。なお、制度改正により平成28年4月から一部のサービスが地域密着型介護予防サービスまたは介護予防・介護予防・生活支援サービス事業へ移行した。

○ 内容

介護予防サービス給付費 85,900,000 円

## 2 介護予防サービス等諸費 2 地域密着型介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.144

7501 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 23,160,000 円 (220,000 円)

[国・県 7,527,000 円 その他 15,633,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 4,632,000 円]

[県負：介護給付費負担金 2,895,000 円]

[保険料：特別徴収分 6,253,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 6,485,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 2,895,000 円]



○ 目的

要支援認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着したサービスを受けた時に、地域密着型介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。なお、制度改正により平成 28 年 4 月から地域密着型通所介護移行に伴い介護予防サービス給付費から移行した。

○ 内容

グループホーム・小規模多機能型 @110,000×2 人×12 ヶ月  
地域密着型通所介護 @30,000×57 人×12 ヶ月

**2 介護予防サービス等諸費 3 介護予防福祉用具購入給付費**

[担当：高齢福祉課] P. 145

7501 介護予防福祉用具購入給付費に要する経費 1,944,000 円 (1,944,000 円)

[国・県 632,000 円 その他 1,312,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 389,000 円]

[県負：介護給付費負担金 243,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 525,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 544,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 243,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、介護予防福祉用具購入給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

特定福祉用具購入に係る費用 100,000 円を上限とし、購入額の 9 割、または 8 割を支給する。

介護予防福祉用具購入給付費 @27,000×6 件×12 ヶ月

**2 介護予防サービス等諸費 4 介護予防住宅改修給付費**

[担当：高齢福祉課] P. 145

7501 介護予防住宅改修給付費に要する経費 10,920,000 円 (8,820,000 円)

[国・県 3,549,000 円 その他 7,371,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 2,184,000 円]

[県負：介護給付費負担金 1,365,000 円]

[保険料：特別徴収分 2,716,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 3,058,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,365,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 232,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った時、介護予防住宅改修給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

住宅改修に係る費用 200,000 円を上限とし、改修費の 9 割、または 8 割を支給する。  
介護予防住宅改修給付費 @130,000×7 件×12 ヶ月

**2 介護予防サービス等諸費 5 介護予防サービス計画給付費**

[担当：高齢福祉課] P. 146

**7501 介護予防サービス計画給付費に要する経費 18,991,000 円 (23,302,000 円)**

[国・県 6,172,000 円 その他 12,819,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 3,798,000 円]

[県負：介護給付費負担金 2,374,000 円]

[保険料：普通徴収分 4,178,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 5,317,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 2,374,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 950,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、介護予防サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。なお、計画給付費の一部が平成 28 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い介護予防ケアマネジメントへ移行した。

○ 内容

介護予防サービス計画給付費 (初回) @7,811×20 人×12 ヶ月  
(継続) @4,601×310 人×12 ヶ月

**3 その他の諸費 1 審査支払手数料**

[担当：高齢福祉課] P. 146

**7501 審査支払手数料に要する経費 6,213,000 円 (6,120,000 円)**

[国・県 2,019,000 円 その他 4,194,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,243,000 円]

[県負：介護給付費負担金 776,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,367,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 1,740,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 776,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 311,000 円]

○ 目的

介護保険の適正な給付をするため、茨城県国民健康保険団体連合会にレセプト審査を依頼する。

○ 内容

茨城県国民健康保険団体連合会に審査支払手数料を支払う。

審査支払手数料 県内 @59×99,344 件  
 県外 @59×5,942 件

4 高額介護サービス等費 1 高額介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P.147

7501 高額介護サービス費に要する経費 134,076,000 円 (121,956,000 円)

[国・県 43,575,000 円 その他 90,501,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 26,815,000 円]

[県負：介護給付費負担金 16,760,000 円]

[保険料：特別徴収分 10,375,000 円]

[保険料：普通徴収分 19,122,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 37,541,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 16,760,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 6,329,000 円]

[財産収入：高額介護サービス費貸付基金利子 1,000 円]

[諸収入：第1号被保険者延滞金 370,000 円 第三者納付金 1,000 円 返納金 2,000 円]

○ 目的

要介護認定者が受けた居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えたとき、高額介護サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用したサービスの1割または、2割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が一定額を超えたときに、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給する。また、平成27年8月から現役並み所得に相当する方は、限度額が37,200円から44,400円に変更された。

公費分 @658,000×12ヶ月 償還分 @10,515,000×12ヶ月

区 分	個人の上限額
現役並み所得者相当の方	44,400 円
市民税課税世帯の方	37,200 円
世帯全員が市民税非課税	24,600 円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢福祉年金受給者の方</li> <li>・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等</li> </ul>	24,600 円 (世帯) 15,000 円 (個人)
生活保護受給者	15,000 円

#### 4 高額介護サービス等費 2 高額介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 147

7501 高額介護予防サービス費に要する経費 60,000 円 (210,000 円)

[国・県 19,000 円 その他 41,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 12,000 円]

[県負：介護給付費負担金 7,000 円]

[保険料：特別徴収分 14,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 17,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 7,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 3,000 円]

##### ○ 目的

要支援認定者が受けた介護予防サービスに係る利用者負担額が一定額を超えたとき、高額介護予防サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

##### ○ 内容

同一月に利用したサービスの1割または、2割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が一定額を超えたときに、申請により超えた分を高額介護予防サービス費として支給する。

高額介護予防サービス費 @5,000×12ヶ月

#### 5 高額医療合算介護サービス等費 1 高額医療合算介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 148

7501 高額医療合算介護サービス費に要する経費 19,800,000 円 (19,800,000 円)

[国・県 6,435,000 円 その他 13,365,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 3,960,000 円]

[県負：介護給付費負担金 2,475,000 円]

[保険料：普通徴収分 3,523,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,823,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 5,544,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 2,475,000 円]

##### ○ 目的

医療及び介護の利用者の負担の軽減を図る。

##### ○ 内容

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、一年間（毎年8月1日～翌7月31日）の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、申請に基づき一定の自己負担限度額を超えた部分を要介護認定者に高額医療合算介護サービス費として支給する。

高額医療合算介護サービス費 @1,650,000×12ヶ月

## 5 高額医療合算介護サービス等費      2 高額医療合算介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 148

7501 高額医療合算介護予防サービス費に要する経費 24,000 円 (240,000 円)

[国・県 8,000 円    その他 16,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 5,000 円]

[県負：介護給付費負担金 3,000 円]

[保険料：普通徴収分 5,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 7,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 3,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 1,000 円]

○ 目的

医療及び介護の利用者の負担の軽減を図る。

○ 内容

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、一年間（毎年8月1日～翌7月31日）の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、申請に基づき一定の自己負担限度額を超えた部分を要支援認定者に高額医療合算介護予防サービス費として支給する。

高額医療合算介護予防サービス費      @2,000×12ヶ月

## 6 特定入所者介護サービス等費      1 特定入所者介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 149

7501 特定入所者介護サービス費に要する経費 346,560,000 円 (346,560,000 円)

[国・県 112,632,000 円    その他 233,928,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 51,984,000 円]

[県負：介護給付費負担金 60,648,000 円]

[保険料：特別徴収分 45,591,000 円]

[保険料：普通徴収分 40,000,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 97,036,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 43,320,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 7,981,000 円]

○ 目的

要介護認定者の居宅サービスと施設サービスの給付と負担が公平となるよう、平成17年10月から居住費と食費が保険給付の対象外に制度改正された。所得の低い方の施設利用が困難にならないよう所得段階に応じた自己負担限度額を設定し、基準費用額との差額を保険給付で補う補足給付を設け負担軽減を図る。

○ 内容

基準費用額 － 利用者負担段階に応じた負担限度額 ＝ 補足給付額  
 平成 27 年 8 月から支給対象者の支給基準が変わる。住民税非課税世帯でも一定以上の預貯金などの資産がある場合には、給付の対象外となる。

特定入所者介護サービス費

施設・食事 @28,000×640 人×12 ヶ月      施設・居住 @26,000×310 人×12 ヶ月  
 短期・食事 @10,000×182 人×12 ヶ月      短期・居住 @10,000×108 人×12 ヶ月

利用者 負担段階	居住費等の負担限度額				食費の 負担 限度額
	ユニット型		従来型個室	多床室	
	個室	準個室			
第 1 段階	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円
第 2 段階	820 円	490 円	490 円 (420 円)	370 円	390 円
第 3 段階	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円
基準費用額	1,970 円	1,640 円	1,640 円 (1,150 円)	840 円	1,380 円

※ ( ) 内は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合

6 特定入所者介護サービス等費      2 特定入所者介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 149

7501 特定入所者介護予防サービス費に要する経費 100,000 円 (420,000 円)

[国・県 33,000 円    その他 67,000 円]

\* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 20,000 円]

[県負：介護給付費負担金 13,000 円]

[保険料：普通徴収分 21,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 28,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 13,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 5,000 円]

○ 目的

要支援認定者の居宅サービスと施設サービスの給付と負担が公平となるよう、平成 17 年 10 月から滞在費と食費が保険給付の対象外に制度改正された。所得の低い方の短期入所生活介護が困難にならないよう所得段階に応じた自己負担限度額を設定し、基準費用額との差額を保険給付で補う補足給付を設け負担軽減を図る。

○ 内容

基準費用額 － 利用者負担段階に応じた負担限度額 ＝ 補足給付額

特定入所者介護予防サービス費 @8,300×12 ヶ月

### 3 地域支援事業費

#### 1 介護予防生活支援サービス事業費 1 介護予防・生活支援サービス事業費

[担当：高齢福祉課] P. 150

7501 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費 70,860,000円 新規

[国・県 26,573,000円 その他 44,287,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 17,715,000円]

[県補：介護予防事業交付金 8,858,000円]

[保険料：特別徴収分 13,754,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,834,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 19,841,000円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 8,858,000円]

##### ○ 目的

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として実施する高齢者に対し、運動機能の維持向上や閉じこもり予防を図るとともに、活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう支援することを目的とする。

##### ○ 内容

従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市の独自事業等を活用することにより、要支援者等の能力を最大限いかしつ、要支援者等の状態等に応じたサービスを実施する。

(介護予防・生活支援サービス事業費)

従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスを実施する。

- ・ 第1号訪問事業  
@20,000円×120人×11月=26,400,000円
- ・ 第1号通所事業  
@26,000円×130人×11月=37,180,000円

(第1号生活支援事業)

社会福祉法人に委託し、要支援者及び総合事業対象者の一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食サービスを実施する。なお、要介護者等については、従来どおり任意事業（配食サービス）において実施する。

@550×2,000食×4=4,400,000円

(通所型サービスA：元気ハツラツ教室)

従来行っていた二次予防事業（元気ハツラツ教室）については、通所型サービスAとして継続実施する。げんきサロン藤代・福祉交流センターの2会場として、運動機能の維持向上を目的とした運動を委託して行う。

@2,000円×15人×2会場×4回×12月=2,880,000円

## 1 介護予防生活支援サービス事業費      2 介護予防ケアマネジメント費

[担当：高齢福祉課] P. 150

7501 介護予防ケアマネジメントに要する経費 9,220,000円 新規

[国・県 3,457,000円 その他 5,763,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 2,305,000円]

[県補：介護予防事業交付金 1,152,000円]

[保険料：特別徴収分 2,029,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 2,582,000円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 1,152,000円]

○ 目的

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

○ 内容

介護予防ケアマネジメントは、要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防事業などにより提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業である。

(介護予防ケアマネジメント委託料)

初回 @7,811×10名×12月=937,320円

継続 @4,601×150名×12月=8,281,800円

## 2 一般介護予防事業費      1 一般介護予防事業費

[担当：高齢福祉課・健康づくり推進課] P. 151

7501 介護予防普及啓発事業に要する経費 17,216,000円 新規

[国・県 6,456,000円 その他 10,760,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 4,304,000円]

[県補：介護予防事業交付金 2,152,000円]

[保険料：特別徴収分 3,787,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 4,821,000円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 2,152,000円]

○ 目的

要介護認定や基本チェックリストに該当しない元気な高齢者を対象にきらり笑顔教室や脳活教室・取手プラン生命の樹・老いに負けない健康づくり教室等の介護予防教室を開くことで、高齢者の健康の保持増進を図る。



○ 内容

(きらり笑顔教室)

高齢者を対象にきらり笑顔教室を開催。市内にある3事業所に委託し、運動機能向上・口腔機能向上・認知症予防等についての講話や運動を行うことで介護予防を図る。

きらり笑顔教室委託料 @32,000円×36回=1,152,000円

(老いに負けない健康づくり教室)

専門家によるウォーキング指導や健康教育を取り入れた集合型高齢者介護予防事業として、市内のウォーキング団体にウォーキングの指導や健康づくり教室を開催し、継続的な健康づくりの場を提供する。

老いに負けない健康づくり教室委託料 1,998,000円

(取手プラン生命の樹)

高齢者の健康状態を、体力測定・問診・血液検査の結果から総合的に分析し、それぞれの状態に応じた健康づくりの方法を指導(カウンセリング)する。その後、年間を通じて、転倒予防・チューブ体操・シルバーリハビリ体操・太極拳・脳力アップ・栄養指導など、さまざまなプログラムを提供して、継続的な健康づくりの機会を提供する。

平成22年度より毎年参加者を募集。2か年事業。

取手プラン生命の樹業務委託料 10,962,000円

(脳活教室)

65歳以上の元気な高齢者を対象に、専門家による回想法とシルバーリハビリ体操を組み合わせ「アタマとカラダ」の健康を維持しながら認知症予防を目指す教室。会場はげんきサロン藤代・福祉交流センターの2つで実施。参加者と同時にボランティアアシスタントも養成していく。

脳活教室業務委託料 500,000円

[担当：高齢福祉課・健康づくり推進課] P.151

8001 地域介護予防活動支援事業に要する経費 6,620,000円 新規

[国・県 2,482,000円 その他 4,138,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 1,655,000円]

[県補：介護予防事業交付金 827,000円]

[保険料：特別徴収分 1,000,000円]

[保険料：普通徴収分 458,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 1,853,000円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 827,000円]

○ 目的

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする。

○ 内容

(介護予防サポーター養成)

高齢者や介護予防に関する各専門分野の講師を招いて、介護予防サポーターの養成講座を開催する。講座を修了した方に、介護予防教室などに協力参加をしてもらう。

介護予防サポーター養成講座講師謝礼 47,000 円

(シルバーリハビリ体操 3 級指導士養成)

シルバーリハビリ体操を住民に指導するボランティア「シルバーリハビリ体操指導士」を養成するためにシルバーリハビリ体操 3 級養成講習会を委託し、1 年に 1 回養成講習会を開催する。

シルバーリハビリ体操 3 級養成講習会 募集：30 名 講座：全 6 日間

シルバーリハビリ体操 3 級養成講座委託料 194,400 円

(介護予防拠点運営)

地域の高齢者が気軽に集い、ふれあえる場を提供し、さらに健康づくりや趣味のサークルを企画することにより健康増進と生きがいを図り、介護予防の拠点とする。

指定管理者は取手市社会福祉協議会とし、指定管理契約期間は平成 26 年度から平成 29 年度。

介護予防拠点運営指定管理料運営費分(人件費、消耗品費等) 5,820,000 円

(介護支援ボランティア事業)

65 歳以上の要介護認定未取得の高齢者が、市内の指定された介護保険施設及び老人保健施設でボランティア活動に従事。市は従事した時間数に対して、ポイントを付与(1 時間単位=1 ポイント)。累積したポイントに対し、翌年度に交付金を交付する。(1 ポイント=100 円。上限は 50 ポイント。)

介護支援ボランティア事業委託料 @231,481×1.08 =250,000 円

介護支援ボランティア交付金 @100×180 名×0.6×年間平均従事時間 27 時間  
=291,600 円

### 3 包括的支援事業費・任意事業費 1 総務費

[担当：高齢福祉課] P.153

7601 地域包括支援センターに要する経費 96,575,000 円 (81,763,000 円)

[国・県 56,496,000 円 その他 40,079,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 37,664,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 18,832,000 円]

[保険料：特別徴収分 21,247,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 18,824,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 8,000 円]

○ 目的

平成 27 年度よりおおよその日常生活圏域ごとに 4ヶ所の地域包括支援センターを社会福祉法人等に業務委託し、高齢者がいつまでも自分らしく、可能な限り住みなれた地域で自

立した生活を続けられるように、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の専門職員が互いに連携をとりながら継続的・包括的に支援していくことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

○ 内容

地域包括支援センター業務委託料	93,000,000 円
地域包括支援センターシステム保守点検委託料	232,000 円
地域包括支援センターシステム使用料	1,025,000 円
一般職非常勤報酬	1,476,000 円
一般職非常勤共済費	263,000 円
一般職非常勤旅費	138,000 円
消耗品・通信運搬費等	154,000 円
職員健康診断委託料	25,000 円
公用車リース代	197,000 円
職員研修負担金	65,000 円

**3 包括的支援事業費・任意事業費**      **2 任意事業費**

[担当：高齢福祉課] P. 154

**7901 住宅改修支援事業に要する経費 10,000 円 (10,000 円)**

[国・県 6,000 円 その他 4,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 4,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 2,000 円]

[保険料：特別徴収分 2,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 2,000 円]

○ 目的

住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行う。

○ 内容

住宅改修理由書作成手数料 @2,000×5 件

[担当：高齢福祉課] P. 154

**8001 介護給付費等適正化事業に要する経費 570,000 円 (656,000 円)**

[国・県 333,000 円 その他 237,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 222,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 111,000 円]

[保険料：特別徴収分 126,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 111,000 円]

○ 目的

受給者に介護サービスの利用実績を通知することにより、利用したサービスの種類や回数・費用額などが事実と相違ないかの確認を促し、架空請求などの不正発見と防止を図る。

○ 内容

介護サービス利用実績通知作成委託料 224,000 円  
〃 郵送料 346,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 154

8202 紙おむつ支給に関する経費 13,723,000 円 (14,579,000 円)

[国・県 8,027,000 円 その他 5,696,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 5,352,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 2,675,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,000,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 2,021,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 2,675,000 円]

○ 目的

在宅要介護高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、要介護高齢者等及び介護にあたる家族の負担軽減を図る。

○ 内容

要介護認定3以上の在宅高齢者及び要介護認定1以上の在宅の認知症高齢者に対して、紙おむつを年4回支給する。(本人が市民税非課税の方を対象とする)

扶助費 @3,300×320人×12月×1.08=13,685,760 円

通信運搬費 @82人×440人=36,080 円

[担当：高齢福祉課] P. 155

8203 在宅高齢者家族介護慰労金支給に関する経費 300,000 円 (300,000 円)

[国・県 176,000 円 その他 124,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 117,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 59,000 円]

[保険料：普通徴収分 65,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 59,000 円]

○ 目的

市民税非課税世帯で、要介護4または5に相当する高齢者を在宅で介護し、過去1年間介護保険サービスを受けなかった介護者を慰労する。

○ 内容

家族介護慰労金 @100,000×3人=300,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 155

8206 認知症高齢者見守り事業に関する経費 1,493,000 円 新規

[国・県 873,000 円 その他 620,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 582,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 291,000 円]

[保険料：普通徴収分 329,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 291,000 円]

○ 目的

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築を行う。

○ 内容

徘徊のおそれのある認知症高齢者を対象に見守りキーホルダーやステッカー配布や、GPSの貸し出しを行い、徘徊時に早期に発見できるようにする。

見守りキーホルダー @400×1.08×1,100 個=475,200 円

見守りステッカー @295×1.08×1,100 足=350,460 円

システム使用料 @35,000×1.08×12 月=453,600 円

[担当：高齢福祉課] P. 155

**8301 配食サービスに関する経費 6,715,000 円 (11,069,000 円)**

[国・県 2,173,000 円 その他 4,542,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 1,449,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 724,000 円]

[保険料：普通徴収分 817,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 3,725,000 円]

○ 目的

要支援認定者または基本チェックリストに該当する対象者を除くひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、ひとり暮らしの障害者等で、身体的に買い物や調理が困難な人を対象に、夕飯の配達をすることにより、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図る。

○ 内容

月～金までの週5回のうち必要と認められる日の夕食を配達する。利用者負担は400円。

委託料金 @550×12,000 食=6,600,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 155

**8401 認知症サポーター等養成事業に要する経費 166,000 円 新規**

[国・県 96,000 円 その他 70,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 64,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 32,000 円]

[保険料：特別徴収分 38,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 32,000 円]

○ 目的

認知症を理解し温かく見守り支援する認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民の手で展開することを目的とする。

○ 内容

認知症キャラバンメイトが講師となり、「認知症とは」「認知症の診断・治療・予防について」「認知症の方への接し方」について、認知症標準教材を用いて実施し、認知症についての知識の普及啓発を図る。

認知症サポーター養成講座テキスト代（送付代・通知代込） 165,500 円

[担当：高齢福祉課] P.156

**8501 成年後見制度利用支援事業に要する経費 1,642,000 円 新規**

[国・県 960,000 円 その他 682,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 640,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 320,000 円]

[保険料：特別徴収分 362,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 320,000 円]

○ 目的

成年後見制度の利用が有効であるが、申立てにあたり援助が必要と認められる者に対し、市長が申立て人となり制度の利用を促進する。

○ 内容

身寄りのない重度の認知症高齢者や知的障害者であって、契約による介護保険サービスや障害者福祉サービスの利用が困難な方のうち、成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がいない場合などに、市長が後見などの審判の申立てをする。

申立てに要する各種手数料 634,000 円

後見人報酬 1,008,000 円

**3 包括的支援事業費・任意事業費 3 在宅医療・介護連携推進事業費**

[担当：高齢福祉課] P.156

**7501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 4,000,000 円 新規**

[国・県 2,340,000 円 その他 1,660,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 1,560,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 780,000 円]

[保険料：特別徴収分 880,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 780,000 円]

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。

○ 内容

市民が住み慣れた地域で生活することを支えるため、取手市医師会に業務委託を行い、在宅医療において積極的役割を担う相談支援センターを整備し、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員等の多職種協働による在宅医療の支援体制を構築する

ことで、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応及び看取りまでが包括的かつ継続的に実践される在宅医療の提供体制を確立する。

在宅医療・介護連携推進事業委託料 @4,000,000円

### 3 包括的支援事業費・任意事業費      4 生活支援体制整備事業費

[担当：高齢福祉課] P.156

7501 生活支援体制整備事業に要する経費 420,000円 新規

[国・県 245,000円 その他 175,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 163,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 82,000円]

[保険料：特別徴収分 93,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 82,000円]

#### ○ 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。

#### ○ 内容

委託先の地域包括支援センターを中心に、介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備について協議体を設置し情報共有、連携強化等を行う。また、生活支援コーディネーターの選出し、介護予防・生活支援サービスに関する必要事項を協議する。

生活支援体制整備事業委託料 @100,000円×4ヶ所=400,000円

第1層協議体委員報酬 @2,000円×10人=20,000円

### 4 その他諸費      1 審査支払手数料

[担当：高齢福祉課] P.157

7501 審査支払手数料に要する経費 974,000円 新規

[国・県 365,000円 その他 609,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 243,000円]

[県補：介護予防事業交付金 122,000円]

[保険料：特別徴収分 214,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 273,000円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 122,000円]

#### ○ 目的

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を茨城県国民健康保険団体連合会に依頼する。

○ 内容

茨城県国民健康保険団体連合会に審査支払手数料を支払う。

審査支払手数料 @59 円×3 件×500 人×11 月=973,500 円

## 4 諸支出金

### 1 償還金及び還付加算金 1 第1号被保険者保険料還付金

[担当：高齢福祉課] P.159

7501 第1号被保険者保険料還付金 2,000,000 円 (2,000,000 円)

[その他 2,000,000 円]

\* 特財積算根拠

[保険料：普通徴収分 2,000,000 円]

○ 目的

前年度以前における過誤納付保険料の還付をする。

○ 内容

過誤納還付金 2,000,000 円